

第3回 益田市中山間地域振興基本計画策定委員会 次第

令和6年12月23日(月)13時30分～15時30分
益田市役所 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- (1) 地域自治組織・公民館へのヒアリング調査及び集落ヒアリング調査の結果について
資料1

- (2) 論点について
資料2・3

- ①「自助・共助・公助」の最適バランスについて
②地域自治組織の現状と今後について

- (3) 意見交換

- (4) その他

4 閉 会

令和6年度第3回益田市中山間地域振興基本計画策定委員会 出席者名簿

【委員】

	所属	職名	氏名	出欠
1	島根大学教育学部	教授	作野 広和	○
2	美作大学生活科学部	准教授	田中 涼	○(オンライン)
3	島根県立大学地域政策学部	専任講師	須原 菜摘	○(オンライン)
4	北仙道の明日をつくる会	地域マネージャー	三宅 望実	○(オンライン)
5	二条里づくりの会	会長	佐藤 伸廣	○
6	道川地域づくりの会	地域マネージャー	高田 純子	○
7	とよかわの未来をつくる会	会長	山本 宏史	○
8	NPO 法人アンダンテ 21	理事	廣兼 義明	○
9	まちづくりコーディネーター		石橋 留美子	○
10	益田市連合自治会長会	会長	澤江 佑三	○
11	(一社)豊かな暮らしラボラトリー	代表理事	檜垣 賢一	○
12	美濃商工会		廣兼 重孝	○

【事務局】

1	政策企画局	局長	石川 秀文	○
2	連携のまちづくり推進課	課長	田原 栄里子	○
3	〃	課長補佐	齋藤 久美子	○
4	〃	係長	吾郷 和宏	×
5	〃	主任主事	石川 直	○
6	〃	〃	山崎 志津乃	○

【委託事業者】

1	(株)バイタルリード 総合計画部	取締役部長	宮下 和也	○
2	(株)バイタルリード 総合計画部計画二課	主任	垣内 雄一郎	×
3	〃		内田 有香	○

地域自治組織・公民館及び集落代表者へのヒアリング調査結果

1. ヒアリング調査の概要

(1) 地域自治組織を対象とした調査

1) 調査目的

公民館・地域自治組織・自治会の役割分担と関係のあり方の検討

2) 調査対象

既往調査において、地域自治組織・公民館・自治会の役割分担や関係性が把握できていない 12 地区（当初予定していた益田、高津、鎌手、北仙道、真砂、小野、二川、匹見上、道川の計 9 地区と、「(2) 公民館等を対象とした調査」とあわせて調査することができた豊川、東仙道、都茂の 3 地区の合計）

3) 主な調査項目

- 地域自治組織の構成、活動内容
- 地域自治組織と、公民館・自治会との関係性、連携体制
- 活動にあたっての課題、今後のあり方

(2) 公民館等を対象とした調査

1) 調査目的

「ひとづくり」と定住人口維持に向けた方策の検討

2) 調査対象

- 既往調査及び公表資料において、「ひとづくり」や定住人口維持に関する活動実態が把握できていない地区 4 地区（鎌手、豊川、東仙道、都茂）
- 公民館を所管する益田市教育委員会
- 関係人口創出に取り組む代表的な活動団体である（一社）豊かな暮らしラボラトリー

3) 主な調査項目

- 「ひとづくり」に関する活動の内容、参加者や住民からの反応・意見
- 「ひとづくり」に関する活動が、定住・交流・関係人口の拡大にどう寄与しているか

(3) 危機的集落の代表者を対象とした調査

1) 調査目的

集落無住への対応策の検討

2) 調査対象

高齢化率 70%以上かつ総戸数 9 戸以下の集落（危機的集落、令和 6 年 3 月 31 日住民基本台帳による）のうち、集落を構成する世帯が 1 世帯のみの集落から 2 集落、複数世帯で構成される集落のうち高齢化率が高い集落から 6 集落（益田、美都、匹見それぞれ 2 集落）を抽出

3) 主な調査項目

- 日常生活で不便・不安なこと、現在の生活を誰が支えているか
- 今後の居留意向、家屋や農地等の対応

2. 調査結果のまとめ

(1) 地域自治組織・公民館・自治会の関係の分類（類型化）

地域自治組織及び公民館等を対象とした調査の結果によると、各地区における地域自治組織・公民館・自治会の関係は、次のとおり整理することができる。

類型	地区名
一体型	安田、北仙道、豊川、真砂、二条、小野、二川
連携型	益田、高津、鎌手、種、西益田、美濃、中西、東仙道、匹見上、匹見下、道川
独立型	吉田、都茂

(2) 地域自治組織・公民館・自治会の関係と、地域自治組織・公民館における役割・機能の発揮度の整理結果

地域自治組織及び公民館等を対象とした調査の結果によると、各地区における地域自治組織・公民館・自治会の関係、地域自治組織における調整役としての役割発揮度、公民館におけるひとづくりの主体としての機能発揮度は、次のとおり整理することができる。

項目	組織が一体となっている	組織間の連携体制は確保されている	組織上は独立している
組織上の関係	安田、北仙道、豊川、小野、二川	益田、高津、鎌手、種、真砂、西益田、二条、美濃、中西、東仙道、都茂、匹見上、匹見下、道川	吉田

項目	連携して活動している	協力して活動している	必要に応じて協力している
実務・活動面における関係	安田、種、北仙道、豊川、二条、小野、二川、道川	益田、高津、鎌手、真砂、西益田、美濃、中西、東仙道、匹見上、匹見下	吉田、都茂

項目	発揮されている	発揮されているが十分とは言えない
地域自治組織における調整役としての役割	安田、北仙道、豊川、真砂、二条、美濃、匹見上、匹見下、道川	益田、吉田、高津、鎌手、種、西益田、小野、中西、東仙道、都茂、二川
公民館におけるひとづくりの主体としての機能	豊川、真砂	益田、吉田、高津、安田、鎌手、種、北仙道、西益田、二条、美濃、小野、中西、東仙道、都茂、二川、匹見上、匹見下、道川

(3) 危機的集落の状況と、集落代表者の意向

集落代表者を対象とした調査の結果によると、危機的集落に居住する住民の意向は次のとおり整理することができる。

① 通院や食料品・日用品の買い物の際の手段

回答者 8 名のうち 6 名が自家用車を保有・運転し自分で通院・買い物をしており、2 名は益田市内に居住する親族の送迎により行っている。

現在は自分で通院・買い物している人であっても、運転ができなくなり、親族等の支援が受けられない場合は、居住することが困難になると考えられる。

② 5 年先・10 年先の居留意向

回答者 8 名のうち全員が、「現在居住している集落に今後も住み続けたい」と回答。

③ 集落の今後についての話し合いの実施状況、計画の有無

一人で居住している人を除いた回答者 5 名のうち 2 名が「今後についての話し合いを集落内で始めている」、1 名が「これから話をしていく予定」と回答。

④ 集落が無住化した場合の家屋や農地の対応

回答者 8 名のうち 5 名が「現在のまま残し、子どもに譲る」と回答。

しかしながら、子どもが集落に戻ってくる予定があると回答した人は無く、空家や耕作放棄地になる可能性が高い。

⑤ 集落（自治会）の統合についての考え

「人口・世帯が少ないため、自治会としての活動を行うことができていない」という回答が複数あった。世帯が点在している集落では、「自治会全体で常会を開くことが無く、そもそも必要性が無いのでは」という意見もあった。

「人口減少を見据え、複数の自治会を統合すべき」という意見もあったが、「自治会としてこれまで実施してきた活動や、その活動範囲を考慮すると、統合はすべきでない」という意見もあった。

自治会の解散については、「ごみステーションの管理等の問題が発生するため難しい」という意見があった。

⑥ 必要な行政支援

回答が多かった項目は、「移動手段の確保」と「道路・水道などのインフラの維持・整備」（どちらも回答者 8 中 5 名）であった。移動手段の確保については、現在の生活が既に自家用車が無いと成り立たない状況である中、市内で路線バスの減便や廃止が実施又は予定されていることもあり、切実な問題として認識されている。「道路・水道などのインフラの整備・維持」については、倒木や落石などの危険がある区間の道路改良のほか、幹線道路から集落までの道のりが長い場合の草刈りが負担であるという意見もあった。

上記のほか、「診察を受けたりや買い物をしたりできる場所の確保」や、「鳥獣害対策」なども複数の回答があった。

道路・水道などのインフラの整備を最低限必要な部分に絞ることについては、「既にそうになっている」「今後はそうする必要がある・せざるを得ない」という意見がある一方で、「最低限必要な部分に絞った場合、危機的集落に対する支援の優先度が下がるのではないか」という懸念も寄せられた。

(4) 調査結果から言えること（要点）

1) 地域自治組織・公民館等を対象とした調査

- ① 地域自治組織と公民館が、組織上、実務・活動面の両方で連携している地区は、地域づくりとひとづくりが一体的となり、地域活動を通じて次世代の育成がなされている。しかしながら、そうした地区の多くは、人口が少なく必然的に一体で活動せざるを得ない地区であり、ひとづくりと一体で地域づくりに取り組もうとしている地区は多くはない。
- ② 「地域自治組織は地域づくり、公民館はひとづくり」として、地域自治組織と公民館の機能・役割を別けている地区では、実施体制や担い手確保の面で活動の継続に不安を感じる意見が多い。
- ③ 地域住民においては「公民館がひとづくりの主体である」ことの認識が十分でないことや、「公民館は地区の各種団体の事務局的な機能を担うものである」といった考えが根強いことなどにより、公民館が担っている役割や機能が地区によって異なっている。

以上のことから、公民館がひとづくりの主体として位置付けられているものの、地域自治組織や自治会との関係性の中で、機能が発揮しにくい構造にあると言える。

2) 危機的集落の代表者を対象とした調査

- ① 5年先・10年先の居住意向はあるものの、自力での移動や親族などの支援が受けられなくなり、通院や買い物ができなくなった場合は、住み続けることができなくなる。
- ② 課題はあるものの、複数の集落において、統合などについての今後に向けた話し合いが始められている。
- ③ 実施にあたり解決すべき事項はあるものの、インフラの維持・整備を最低限必要な箇所に絞り込んでいくことについては、それを受け入れる（受け入れざるを得ない）という意見が大勢であった。

以上のことから、人口減少が更に進む中での集落（自治会）のあり方を検討する必要がある。

3. 調査結果を踏まえた課題

1) 地域づくり・ひとづくり活動の効果的かつ効率的な推進体制の構築

地域自治組織が、地域で活動する様々な人材・団体の連絡・相互協力・連携・組織化の調整役として機能している地区も少なくないものの、約半数の地区においては調整役としての役割が十分に発揮されているとは言えない状況にあり、地域資源（財源、情報、ノウハウ、人材等）の集約と効率的な活用に取り組みづらい状況が生じている。

また、調査結果によると、公民館と地域自治組織の連携や協働が図られている地区と、十分ではない地区がある。そのため、公民館の「強み」（下記参照）が、全ての地区において地域づくりに活かされているとは言えない状況にある。

< 公民館の「強み」 >

- 公民館は地域資源や「ひと」を十分把握しており、各地区一律ではないにしても、「地域を担うひとづくり」のノウハウを持っている。
- 公民館は地区の各種団体の事務局事務を担っているほか、地域団体の活動内容をよく理解している上、地域活動や地域の担い手とのつながりが深い。

「強み」の2点目については、担い手が減少している中、事務局機能を各種団体へ戻すことは困難な状況にあると考えられる。

2) 地域づくり・ひとづくり活動の担い手の確保

各地区に概ね共通する課題として、人口減少と少子高齢化による担い手不足が挙げられており、担い手の確保・育成が求められている。

3) 無住化が危惧される集落への対応

少数の世帯による維持が困難である集落においては、住民による十分な話し合いを行い、機能再編・統合・移転などを検討するなど、無住化後の集落のあり方を事前に検討する（検討し始める）必要がある。

その際には、土地や家屋の所有権を明確にした上で無住化後の対応を検討したり、無住化が確実な集落の伝統文化や史料などを収集・保存したりする取組が、あわせて必要である。

以上

益田市中山間地域振興基本計画 (計画の基本的な考え方)

目次

1. 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の対象区域	3
4	計画期間	4
5	益田市版 SDGs の推進	4

2. 中山間地域の現状と課題

1	中山間地域の現状と各地区に共通する課題	5
2	中山間地域が抱える特に重要な課題	7

3. 計画の基本的な考え方

1	基本方針、基本目標及び基本戦略	12
2	施策の体系	15

4. 施策の内容

1	基本戦略 1 「ルール・ミニマム」の確保	16
2	基本戦略 2 「ウェルビーイング」の実現	19
3	基本戦略 3 「小さな拠点づくり」の推進	22
4	基本戦略 4 「稼ぐ農業」と景観農業の共存	23

5. 計画の推進体制

1	関係主体の役割	25
2	進行管理	25

資料編

現況データ	資料 1
策定体制	資料 2
策定の経過	資料 3
用語解説	資料 4

3. 計画の基本的な考え方

1 基本方針、基本目標及び基本戦略

(1) 基本方針

中山間地域では人口の著しい減少や少子高齢化の急速な進展に伴い、集落の小規模・高齢化による集落機能の低下や農林水産業等の経済活動の停滞など、中山間地域を取り巻く環境は大きく変化し、地域全体が脆弱になりつつあります。人口減少と少子高齢化により税収の減少が見込まれる中、中山間地域に対する行政支援をこれまでと同じ規模で実施していくことは困難です。今後は、行政支援の対象を、重要又は喫緊の分野に集約していくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、計画の基本方針を次のとおり設定します。

人口減少を前提とした「縮充」の地域づくり
～新たな地域づくりへの挑戦～

ここで言う「縮充」とは、「地域コミュニティを持続させるために必要な最低限の人口を維持するとともに、人口が減っても豊かに暮らしていける仕組みづくり」のことを指します。

人口減少を避けられないものとして受け止めた上で、そうした状況の中でも住民が充実した生活を送り、これからも住み続けようと思うことができるような「新たな地域づくり」に取り組んでいくことを基本方針とします。

(2) 基本目標

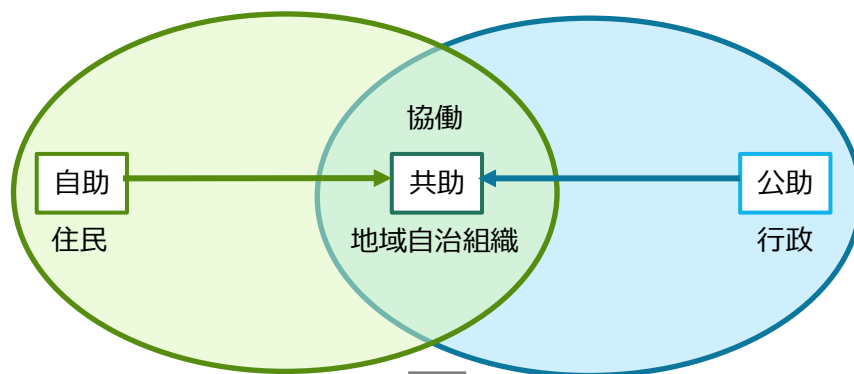
本市の中山間地域においては、住民の互助を前提とした地域運営の仕組みが地区ごとに形作られ、そこで行われる様々な活動に対して行政が支援するという体制をとってきました。現在では全ての地区において地域自治組織が設立されていますが、その活動状況や果たしている役割は地域によって様々です。基本方針に掲げた「人口減少を前提とした『縮充』の地域づくり」を実現するにあたっては、これまで地域活動を支えてきた地域自治組織の役割を再定義し体制を立て直すとともに、「共助」としての地域自治組織を「公助」の行政（公民館を含む）が下支えしていく必要があります。こうしたことを踏まえ、本計画の目標を次のように定めます。

自助・共助・公助の最適バランスにより、
地域が縮小しても誇りと生きがいを持って暮らすことができる中山間地域

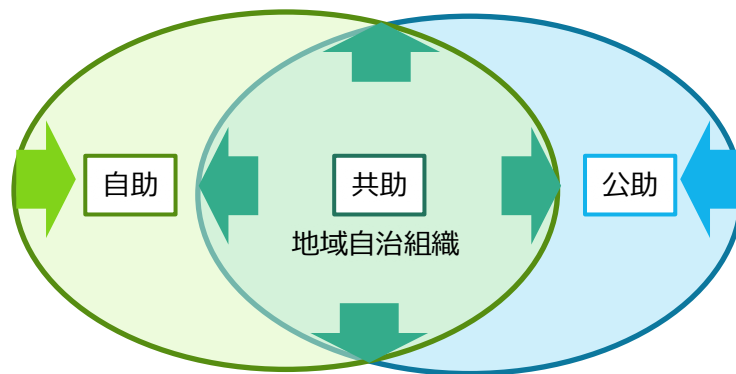
なお、地域の実情によって、自助・共助・公助の範囲は異なることから、優先すべき対策や、対策の具体的な取組方策は地域によって異なることに留意する必要があります。

図表 11 自助・共助・公助の最適バランスのイメージ図

現状



今後



(3) 基本戦略

基本目標を達成するためには、人口減少に対して次のように立ち向かっていくことが必要です。

まず、「人口減少への対応」です。これは、人口が減っても豊かで幸せに暮らせる地域づくりのことを指します。具体的には、自治会などが担っている地域管理や地域福祉などの機能を見直し、地域の負担を軽減するため、地域が「やりたいこと」を主軸として「やれること」と「やるべきこと」を整理し、地域資源の集約化と効率的な地域づくりを推進する必要があります。その際には、ICTの導入やドローンなど新しい技術を活用することも求められます。

二つ目は、「人口減少の緩和」です。これは、人口減少のカーブを少しでも抑制する人口施策のことを指します。人口減少を前提としたとしても、地域を維持するために最低限の人口を確保する必要があります。そのため、従来から行ってきた移住・定住政策に引き続き取り組むとともに、子育て支援や良好な医療・教育環境の整備など、子どもを産み・育てやすい環境づくりを推進する必要があります。

最後は、「人口減少への挑戦」です。これは、地域の魅力・元気を生み出す夢のある新しいチャレンジのことを指します。中山間地域の新たな可能性を模索し続け、恵まれた自然環境を活かしたビジネス、農林水産業の新規参入、特産物の開発などの産業づくりを支援するための取り組みが必要です。また、空家や公共施設を活用したサテライトオフィスの設置などにより、地域住民のみならず、地域外の人々による関わりを高めていくことが必要です。

こうしたことを踏まえ、基本目標を達成するための基本戦略を次のとおり定めます。

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 基本戦略1 | 「小さな拠点づくり」の推進（住民主体の地域づくりとひとづくり） |
| 基本戦略2 | 「ルール・ミニマム」の確保（生活機能・サービスの維持） |
| 基本戦略3 | 「ウェルビーイング」の実現（地域共生社会の実現） |
| 基本戦略4 | 「稼ぐ農業」と景観農業の共存（農林水産業の継続と景観維持） |

個々の基本戦略の概要は以下のとおりです。

■基本戦略1 「小さな拠点づくり」の推進（住民主体の地域づくりとひとづくり）

国や島根県が力を入れている「小さな拠点づくり」を推進するとともに、地域づくり機能の強化を図ります。

■基本戦略2 「ルール・ミニマム」の確保（生活機能・サービスの維持）

中山間地域で生活していくために最低限必要な機能やサービスを維持する「ルール・ミニマム」の確保を目指します。

■基本戦略3 「ウェルビーイング」の実現（地域共生社会の実現）

中山間地域において、住民が肉体的、精神的、社会的に良好な状態を保ち、日々の暮らしを送ることで幸せが持続できる、地域共生社会の実現を目指します。

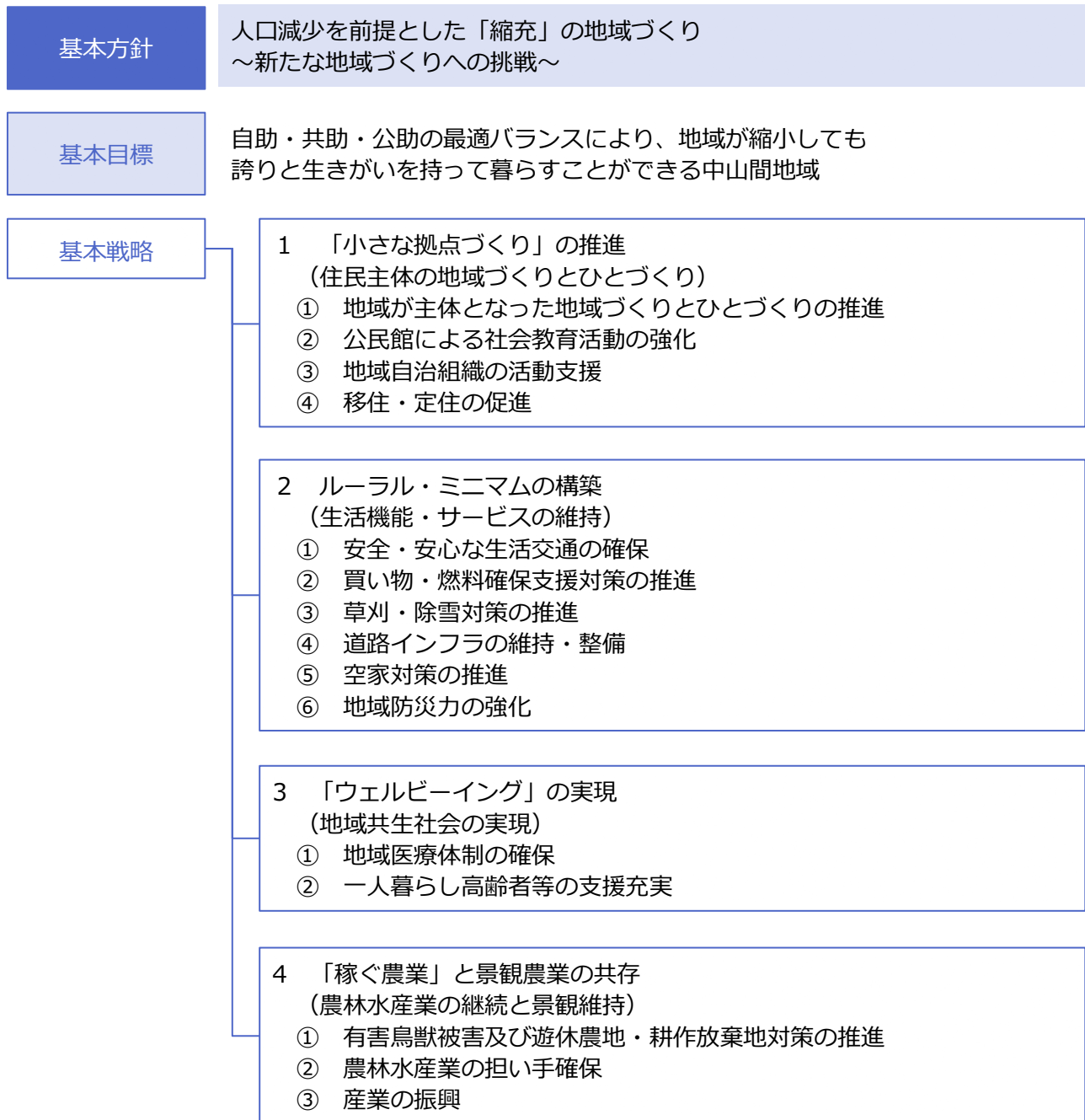
■基本戦略4 「稼ぐ農業」と景観農業の共存（農林水産業の継続と景観維持）

農地・山林・水資源の活用による生産性を重視した「稼ぐ農業」の展開を推進するとともに、美しい農村景観の維持していくことを目指します。

2 施策の体系

第一章で述べたとおり、本市では、「第6次益田市総合振興計画」、「第2次まち・ひと・しごと創生益田市総合戦略」及び中山間地域振興に関連する個別計画（「益田市地域公共交通計画」、「第2期田市空家等対策計画」、「益田市地域福祉計画」等）は策定済みであることから、既存の計画等に新たな計画を「累加」するのではなく、それらを実施する際の具体的な考え方が「中山間地域振興」という重要な目的に沿ったものとなるよう、本計画の基本方針、基本目標及び基本戦略と、それぞれの基本戦略に基づく施策を次のとおり定めます。

図表 12 施策の体系図



地域自治組織の現状と今後について

1. 地域自治組織について

地域自治組織は、地域住民が自主的、主体的に住みよい地域とするために取り組む住民が主役の地域づくりの形である。

平成 26 年度に初めて二条地区において設立認定され令和 3 年度には 20 地区全て設立認定に至っている。市は現在、地域自治組織に対しまちづくり活動交付金やまちづくり活動特別補助金及び地域マネージャー等雇用交付金による財政的支援や地域魅力化応援隊員の配置など人的支援を行うとともに、中間支援組織への委託を通じひとづくりを含めた地域づくり支援を行っている。

なお、地域自治組織については、「これからの地域自治の仕組みー地域自治組織ガイドブックー」に考え方が示されている。

【地域自治組織の効果】

- ①総意を反映した新たな仕組みづくり
- ②地域の将来の共有とその実現に向けた新たな地域活動の構築
- ③地域の総合力を活かした地域活性化の推進
- ④地域社会と行政との新たな協働の実現
- ⑤地域の魅力化と定住の促進

【地域自治組織の役割】

- ①地域で活動する様々な人材・団体の連絡・相互協力・連携・組織化の調整役を担う。
- ②地域資源（財源、情報、ノウハウ、人材等）の集約と効率的活用を図ることにより地域社会の一体性の確保を図り、地域力の向上を図る。
- ③地域の代表性・正当性の確保を図ることにより、地域を代表し、市や国・県、その他関係機関との連絡調整・協働の窓口となる。
- ④地域のニーズを把握し地区の課題を見出すことにより、地域の特性に応じた地域住民へのサービスの提供を担う。
- ⑤基礎的なコミュニティ組織の自治会等での規模では実施困難で、かつ全市的に取り組むには非効率の課題に取り組む
- ⑥「地域協働」による新たなまちづくりや地域活性化の実現を図る。

(1) 現状について

- ・地域自治組織は、全 20 地区において地域住民の総意のもと設立がなされた。これまで、各地区では毎年度総会が開催され、役員会も定期的開催されるなど、組織的に運営されている。3 年から 5 年ごとに「まちづくりプラン」の改定も進められており、中間支援組織の支援も受けながら組織体制の見直しなども行われている。

組織体制としては、地域自治組織 20 団体のうち 8 団体においてひとづくり、次世代育成を目的とした部会を設置し、多くは公民館と連携し、ひとづくり活動を実施している。しかし、一方で地域自治組織の役員等からは次世代の役員の成り手がいないなどの声があり、地域の担い手の育成が課題となっている。特に、公民館との連携体制が確保されにくい環境にある地区においては、実施体制や担い手の確保の面で活動の継続に不安を感じる意見がある。

- ・各地区の具体的取組としては、地域の実情に応じ、新たに移動手段の確保や配食サービス、買い物対策などを実施しており、新たな地域活動を創出することが出来ている地区もある。
- ・新たな地域資源の活用として、川や海を活用した取組みや、地域の農産物を使った商品を販売することで収入源とする団体もあるなど、独自収益を得る活動も行われている。また、財源に関しては市の補助金や交付金以外に、協働のまちづくり活動補助金等他の補助事業を活用し地域イベントの開催や活動拠点の改修のための資金を得るなど財源を複数得る工夫もなされている。

しかしながら、目的が類似した団体活動の見直しなどはすべての地区では行われておらず、限られた財源を有効活用するなどの結果には至っていない。

- ・行政において対応ができない課題や対応することが適切ではない領域における課題については、地域自治組織において解決の取組がなされている。例えば、移動手段の確保については 20 団体中 6 団体、買い物支援の取組は 20 団体中 9 団体、鳥獣対策への取組は 20 団体中 10 団体、防災活動についても、20 団体中 8 団体が実施している。このように行政では行き届かない分野では地域自治組織により住

民サービスが提供されている。しかし、今後は移動手段においても運転手の確保など担い手不足などから活動の持続性が心配される。また、民間事業者が運営するガソリンスタンドや個人商店の閉店などによる生活機能の低下への対応は公助も含めた対応を検討する必要がある。

- ・地域の魅力化と定住促進については、20 団体中 11 団体が部会等を設置し、地域資源の把握とそれらを活かした取組がなされている。例えば、海や川など地域の自然を活かした活動に市外の学生を始めとした若い世代を受け入れ、交流人口の拡大につなげている。また、お試し住宅などの宿泊施設の設置や来訪者と地域の方々との交流の機会を設けるなど、定住促進につながる活動も実施されるようになっている。そのほか、地域の魅力を活かした活動においては地域自治組織間で協力し、相互にイベントに参加し合うなどの連携も生まれている。

(2) 市の今後の取組

以上のことから、効果①～⑤については地区によって差はあるものの地域自治組織の設立による一定程度の効果はあったといえる。

役割①②については、地域任せにせず、当事者間で共通認識を確認し対応策を講じる必要がある。

また、役割③については、行政側においてもこの役割を踏まえた対応をする必要がある。

役割④～⑥は、各地域自治組織での着実な取組により成果がみられることから、市は継続的な支援を行っていく必要がある

こうしたことから、課題を以下 4 点に整理する。

ア 担い手の確保

イ 地域における団体の連絡・相互協力や組織化の調整

ウ 人材や財源などの地域資源の整理と有効活用

エ 生活機能低下への対応

2. 共助としての地域自治組織への下支えについて

今後、自助・共助・公助の最適バランスを追求する中で、共助としての地域自治組織が担う役割は増していくことから、市は以下の考えのもと、地域自治組織を下支えする。

ア 益田市協働のまちづくり推進条例に基づき、各主体の定義や役割を認識する。

イ 引き続き中間支援組織と連携・協働した支援をする。

ウ 益田市公民館の設置及び管理に関する条例に規定される公民館事業を踏まえ、各地域に地域づくりの機能を強化した拠点を置くことで生活機能維持を図る。

<参考>

益田市公民館の設置及び管理に関する条例

第 2 条 事業

- (1) 地域団体及び地域住民による地域活動の支援
- (2) 保健福祉の推進
- (3) 証明書の交付その他の行政サービスの補完

生涯学習・社会教育の拠点
ひとづくりの拠点

地域づくりの拠点
(地域づくり機能強化)

- 講座・研修会の開催、生涯学習
- 世代間交流
- 住民が気軽に相談する場所、居場所
- 地域活動の事務局
- 日用品の販売など生活機能の拠点
- 住民の手による活動拠点